



狂犬病予防集合注射を受けましょう

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の犬の飼い主に対し、年 1 回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は市が交付する注射済票を、犬に身に付けさせなければなりません。

次のとおり集合注射を実施しますので、都合の良い会場で接種してください。

● 費用 (1 頭当たり)

- ・ 狂犬病予防注射 2,950 円
- ・ 注射済票交付手数料 550 円
- ・ 登録手数料 (未登録犬のみ) 3,000 円

● 持ち物

お知らせのはがき (3 月下旬に郵送)

- ※ 動物病院でも接種できますが、病院によって注射費用が異なる場合があります。動物病院で接種される際は、お知らせのはがきを持参してください。
- ※ 飼い犬が死亡している場合にも届け出が必要ですのでご連絡ください。「ふく e - ネット」の二次元コードから届け出することもできます。

● 問合せ 生活環境課 ☎ 73-8018

🐾 4月9日 (水) 🐾

9:00 ~ 10:30 市役所西側駐車場

10:45 ~ 11:05 本荘公民館

11:15 ~ 11:50 湯のまち公民館

13:30 ~ 13:45 北瀧公民館

14:00 ~ 14:20 細呂木公民館

14:35 ~ 14:55 名泉郷会館

15:15 ~ 15:35 坪江公民館

🐾 4月13日 (日) 🐾

9:00 ~ 12:00 市役所西側駐車場



▲ ふく e - ネット



▲ ホームページ

施設予約・電子申請サービス



施設予約や空き状況の確認、各種手続きやイベントの申し込みなどがオンラインでできるようになりました。

乗合タクシー予約システム



乗合タクシーがスマホから予約できるようになりました。24 時間予約可能となり利便性が向上しました。

市役所庁内の DX

DX 推進員の任命

職員の中から DX 推進員を募集し、「変化の起点」となる人材を育成！



▲ 総務省自治体 DX 推進参考事例集に掲載されました



出退勤カメラの導入

紙のタイムカードから、カメラによる顔認証に刷新され、年間約 350 時間の業務削減！



市議会の DX

議員 1 人ずつに 1 台のタブレットを導入・SideBooks (ペーパーレス会議システム) の導入

議案書印刷枚数：〈導入前〉118,400 枚 / 年間
▶▶ 〈導入後〉25,600 枚 / 年間
92,800 枚の削減！



あわら市が積極的に DX 推進に取り組むことで、市内外の企業や教育機関からお声がかかり、連携が生まれています！

例えば・・・

- ・ トレンドマイクロ社との連携協定
- ・ 福井新聞社主催「小中学生プログラミングフェス in あわら」の開催
- ・ 福井工業大学と連携し、GoogleFitbit を活用した乗り合いタクシー利用者の歩数調査の実施 など



▲ 末吉さん

地域活性化起業人すえよし通信

最終回

任期終了のご挨拶

令和 4 年 4 月にあわら市で地域活性化起業人としての活動をスタート。早いもので 3 年が経ち、今月で任期終了となります。私自身、自治体の DX 推進に関わるのは初めてのことでしたので、職員の皆さんと一緒にトライ & エラーを繰り返しながら、さまざまなことに挑戦してきました。あわら市での経験はまさに「人生の糧」となるものです。

さて、今回が「すえよし通信」の最終回となります。市民の皆さんにとって、デジタルがより身近なものとなり、便利なサービスをより活用できるようになったら嬉しいなあ、そんな想いでコラムを執筆してきました。少しでも皆さんのお役に立てていれば幸いです。

昔と違って社会課題が多様化してきている中、どんどん新しいシステムやサービスが生まれてきています。自分に合ったサービスを取捨選択する「力」が大事になってきます。スマホ操作などに困った時、頼れる人はいますか？毎週水曜日に市役所で行っている「スマホ・タブレットよろず相談所」は今後も継続していきますので、分からないことがあればお気軽にお越しくださいね！

最後になりましたが、よそから来た私を温かく受け入れてくださった市民の皆さん、職員の皆さんに心から感謝申し上げます。今後、関わり方は変わりますが、あわらファンの一員として、貢献していければと思います！

Profile: 地域活性化起業人 すえよし 末吉 ひろみ 廣美

東京都在住。あわら市役所政策広報課 DX・情報発信戦略室所属。デジタル人材の育成に関する業務のほか、民間企業のノウハウや知見を生かして、あわら市の DX 推進に取り組む。



エステティックサービスに関するトラブル ~ 解約編 ~

エステティックサービスの相談で、特に解約に関するトラブルについて今回は紹介します。

〈相談事例〉

- ・ 1,000 円でお試しの脱毛エステに行ったら、今ならお得なコースがあると言われ、20 万円の通い放題コースの契約をした。しかし、よく考えると高額で支払いが不安なので解約したい。
- ・ 1 年間で 12 回通える美顔エステを契約し、10 万円を支払ったが、途中で仕事が忙しくなり通えなくなった。解約を申し出たところ、返金額はほとんどないと言われた。
- ・ 通っていた脱毛エステが倒産した。未施術分があり代金もクレジットカードで支払っている途中だが、どうしたらよいか。

〈アドバイス〉

エステティックサービスの契約で、契約期間が 1 カ月を超え、総額が 5 万円を超えるものは、契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフができます。

契約期間内は中途解約もでき、違約金の上限額が法律で定められています。通い放題コースなどでは、施術の期間や回数が有償提供部分と無償提供部分 (アフターサービス) に分かれていることがありますが、中途解約の清算ルールは有償提供部分のみが対象となるので、契約期間や内容をよく確認し、理解できるまで説明を受けましょう。

事業者が倒産して破産手続きが開始されると、事業者の財産は破産管財人 (弁護士) の管理下に置かれ、返金などについて直接交渉することはできません。破産管財人からの連絡を待ち、対応を確認しましょう。事業者のホームページに情報が掲載されることもあります。

また、クレジットカードで分割払いをしている場合は、クレジットカード会社へ今後の支払いを止めるよう申し出ることができます (契約解除や返金を主張できるものではありません)。クレジットカード会社に相談しましょう。

困ったときは一人で抱え込まず、消費者センターへご相談ください

問合せ 消費者センター ☎ 73-8017 ✉ seikatsu@city.awara.lg.jp
消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし) 「泣き寝入りは、いやや (188) !」



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「イヤヤン」